

被災されて、仕事のことでお困りの方へ

お勤めの方、失業された方へ、震災に伴う支援策のご案内



基 → 最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

ハ → 最寄りのハローワークにご相談ください。

◆ → 新しいお知らせ

① 仕事の相談をしたいのですが・・・

ハローワークや労働基準監督署にお越しください。

ハ ハローワークの「特別相談窓口」が、仕事のご相談にお応えします。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

ハローワークの紹介で遠隔地の事業所に面接に行く場合や就職する場合には、広域求職活動費や移転費が出る制度があります。

全国のハローワークでは、被災者の方々を対象とした求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人は、ハローワークの窓口のほか「ハローワークインターネットサービス」

(<https://www.hellowork.go.jp/>)でもご覧いただけます。

また、就職に必要な職業訓練が無料で受けられ、訓練期間中の生活支援としての給付が支給される制度があります。

基 岩手労働局や労働基準監督署に開設された「特別相談窓口」が、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関するご相談にお応えします。

産前・産後休業や育児休業をめぐるトラブルなどについては、岩手労働局雇用均等室までご相談ください。

② 会社が休業して困っています・・・

失業給付を受けやすくなりました。

ハ 事業や雇用の見通し、賃金・手当が支払われるかどうかについて、事業主とよく話し合い、確認してください。

震災で事業が停止し、給料が支払われない場合には、離職していなくても失業給付が受けられます。災害により事業所が休業し、事業再開後の再雇用を前提に一時的に離職した場合でも、失業給付を受けられます。

※失業給付の給付日数は現行制度でも原則60日分延長して支給していますが、今回これに加えて、さらに60日分を延長します。

◆※さらに被災3県の沿岸地域と原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村は、90日分を延長します。

③ 雇用保険(失業給付)の手続きをしたいのですが・・・

お近くのハローワークにお越しください。

- 八** 雇用保険の受給手続きは、お住まいの地域のハローワークで行っていますが、遠くに避難して行けない場合には、他のハローワークでも手続きができます。
失業給付を受給中の方が、被災や避難などの理由で失業の認定日にハローワークに行けない場合は、電話でのご相談で認定日を変更できます。

④ 支払いを受けていない給料があります・・・

国が立替払いをする制度があります。

- 基** 会社が倒産し、給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わって、その一部を立替払いする制度が利用できます。被災地では、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行っています。

⑤ 仕事中に被災してけがをしました・・・

労災保険による給付を受けられます。

- 基** 仕事や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は労災保険による給付を受けられます。

※行方不明となっている方がいる場合、ご家族の申請があれば、震災後3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給します。

労災診療や休業補償などの請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。

どのような場合に給付を受けられるかなどの「Q&A」を、労働基準監督署で用意していますので、ご利用ください。

※「Q&A」は、岩手労働局ホームページにも掲載しています。

トップページ > 「東日本大震災関連情報」 > 「東日本大震災に伴う対応と特別対策について」 > 【震災に関するQ&A】

⑥ 健康について相談をしたいのですが・・・

産業保健推進センターにご相談ください。

全国の産業保健推進センターが、事業者、労働者とその家族のみなさんからのメンタルヘルスを含む健康問題についての電話でのご相談にお応えします。

※ フリーダイヤル 健康相談 0120-765-551 13:00~17:00
(平日) メンタルヘルス相談 0120-226-272 9:00~12:00、13:00~17:00

⑦ その他

その他にも、以下のような支援策があります。

ハ(1)住居をお探しの場合

緊急避難している方の入居先として、雇用促進住宅を提供しています。
詳しくは、市町村の災害対策本部などにお問い合わせください。

(2)障害のある方が雇用に関する相談をする場合

「岩手障害者職業センター」に、障害のある方への特別相談窓口を設置し、さまざまな相談・不安にお応えしています。

※詳しくは、[高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ](http://www.jeed.or.jp/information/info110404-01.html)

(<http://www.jeed.or.jp/information/info110404-01.html>)をご覧ください。

- ◆ 雇用・労働関係の支援について、詳しくは岩手労働局、または、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)まで、何でもお気軽にご相談ください。

岩手労働局、各監督署、ハローワークの連絡先は「東日本大震災に係る特別労働相談窓口一覧」をご覧ください。

- ◆ 岩手労働局・厚生労働省ホームページでも、詳細な情報(リーフレットやQ&Aなど)を掲載しています。

☆ 岩手労働局ホームページ<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

☆ 厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/>

岩手労働局被災者サポートダイヤル

0120-948-977

0120-980-783

通話料無料、携帯電話からもご利用いただけます

受付時間 AM9:00~PM5:00